

2021年4月22日

内閣提出「消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案」および野党対案「消費者被害の発生及び拡大の防止並びに消費者の利益の一層の擁護及び増進を図るための消費者契約法等の一部を改正する法律案」趣旨説明質疑

立憲民主党・無所属の柚木道義

立憲民主党・無所属の柚木道義です。

ただいま議題となりました消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案について、会派を代表して質問致します。

◎西村大臣へ、緊急事態宣言の「再発出」についてなど

○大阪府、東京都を措置区域とする緊急事態宣言の再発出について

まず、法案に関する質疑に入る前に、新型コロナウイルス感染症対策についての政府の対応について、質問させていただきます。

4月5日からまん延防止等重点措置を適用してきた大阪府、兵庫県では感染収束の見通しが立たないまま2週間を経過し、この20日に大阪府が、また21日に兵庫県が緊急事態宣言の発出を正式に要請する旨を決定しました。また、12日からまん延防止等重点措置を適用していた東京都、京都府も緊急事態宣言発出の要請を本日行う旨、報じられております。

本年2月の新型インフルエンザ等対策特別措置法改正により「まん延防止等重点措置」は、市町村単位で機動的に活用していくことにより緊急事態宣言を出すような事態に至ることを避けることを目的として新たに導入した措置でした。しかし、ふたを開けて見れば、「まん延防止等重点措置」を適用すべきタイミングも逸し、さらに、同措置の効果を見極める期間、新規感染者の急速な増加を指をくわえて見ていた結果、鳴り物入りで導入された「まん延防止等重点措置」は、より効果的で、強い対策を打つタイミングを単に遅らせただけだったと言えるのではないのでしょうか。西村経済再生担当大臣の見解をお伺いいたします。

また、東京都に「緊急事態宣言」を発出する最大の目的は、変異株の感染拡大を食い止めることです。大阪府、兵庫県における急速な感染拡大の背景には、感染力の強い変異株の影響があると言われており、東京でも4月に入り、スクリーニング検査の検体が限られている中であっても、急速に変異株の割合が増加していることが明らかになっています。こうした中、東京都は緊急事態宣言の適用期間を4月29日から5月9日で調整していると報じられております。一刻も早い対応が求められる中、適用期間の開始が1週間も先ということではないのでしょうか。これは都の判断だとして都に責任を押し付けるのではなく、政府として責任を持てますか。西村担当大臣の御見解をお伺いいたします。

また、21日には、大阪府の吉村知事から、例えば飲食店の休業要請について、土日祝日は休業要請、平日は午後8時まで営業で酒類提供は自粛など3つのパターンが示されているが、すぐにでも専門家による会議を開いて意見を聞いた上で、休業要請・イベント中止（縮小）の対象業種業態、内容、期間など即刻政治判断・決断すべきです。
ご答弁下さい。

政権内に緊急事態宣言の再発出や休業要請に反対の声があるとも報道あるが、最後は政治決断だ。

大型連休も目前で、こうしている間にも医療崩壊が加速し、救える命も救えなくなっている。

大阪、東京、兵庫と3都府県を措置区域とするとの見方があるが、各々の宣言再発出を今日今すぐにでも政府として決断すべきです。即断してご答弁下さい。

○休業要請時の事業者への補償（財源）、対象事業者の範囲や基準、再発出の期間など大阪府で特措法に基づく初の「休業要請」が出るのか否か？また休業要請時の具体的な補償については？休業要請の対象になる業種・業態は？その基準は？

昨年4月の1度目の宣言では、遊興施設（バー、ネットカフェ、カラオケ）や運動・遊技施設（ボウリング場や屋内の運動施設、ゲームセンター）などが休業要請対象となったが、今回宣言が再発出されれば同様の施設を要請対象とするのか、新たに何か加わる可能性があるのか。早く公表頂かないと当該業種の皆様は死活問題です。お示し下さい。

さらに緊急事態宣言の期間はどれくらいを想定しているのか？事業者はじめ準備が必要なので目安でもお示し頂く必要があります。

大阪府の吉村知事は3週間から1ヶ月程度、東京の小池都知事は4月29日から5月9日までとまちまちですが、政府としては緊急事態宣言期間は都道府県まちまちで良いとの考えなのか。

小池都知事は時期・期間を大阪府と同じタイミングとするよう政府に求める意向との事ですが、首都圏と関西圏の人の移動による感染拡大防止の観点からすれば、大阪府と東京都は宣言は同じ時期・期間が望ましいと考えるのか。ご答弁下さい。

●河野大臣へ、ワクチンについて

○「ワクチン確保について」の自民党・二階幹事長発言について

火曜日に二階幹事長と会談し、緊急事態宣言を国に要請する意向を示した小池東京都知事は「東京都や首都圏や関西地域など、いま火が燃え盛っているところではできるだけ重点で抑えられるようにもっと声をあげていいと」二階幹事長から言われたと。二階幹事長は「今後、まん延する可能性が高いところから対応していくのは常識的な判断。医療関係者のご判断に委ねる事が大事」とも。

河野大臣は「GW明けに立ち上がる量でおそらく自治体からの需要を満たせる」とご発言されていますが東京都を含む首都圏や関西圏が前倒しでのワクチン確保要望があれば要望通り出していくのか？

○菅首相はファイザー社CEOとの電話会談で「9月までに国民全員へのワクチン供給されるメドが立った」と述べられました。しかし、言葉以外に契約書などの明確な根拠は結局示せないのでしょうか？これまでも菅首相は昨年10月の所信表明演説で2021年前半に国内対象者全員のワクチン確保と明言したのに、結局今年6月が目標だと後ろ倒しし、今回9月までに確保のメドがついたと言われても、メドただただで、結局はまた来年以降に後ろ倒しされるのではないかとの疑念は消えません。

自民党下村政調会長のワクチン接種全て完了は来年春頃の可能性との発言を菅首相や政府が否定されるのであれば、その根拠を言葉だけでなく、契約書などの客観的根

抛で示した上で、2回目接種率が16%と遅れに遅れている医療などの現場の皆さんや、高齢者や基礎疾患をお持ちの方、国民全体に明確にお示しすべきです。

そうでなければ、政府は五輪を前にしたパフォーマンスで言っているだけで、どうせまた遅れると国内外から疑念を持たれるだけですし、全国の自治体も接種計画を立てられません。河野大臣、明確にご答弁下さい。

(法案質疑の導入部)

コロナ対策に万全を期して頂くことを強く求めて、特定商取引法等改正法案の質問に入ります。

消費者庁によると、2019年1年間に支出が発生した消費者被害・トラブルは約1,168万件となり、消費者被害・トラブルの契約購入金額は、約6.6兆円と推計されています。新型コロナウイルス感染症に便乗した詐欺被害も発生しており、消費者被害の発生及び拡大を防止し、消費者の利益の一層の擁護及び増進を図ることが喫緊の課題となっております。

預託法は、約2,000億円の消費者被害を出した豊田商事事件を受けて制定された法律で、1986年の制定当初から法の不備が指摘され、その後34年間に、安愚楽（あぐら）牧場事件で4,200億円の、ジャパンライフ事件で2,000億円の、ケフィア事業振興会事件で1,000億円の被害を生み出し、被害者約19万人、1兆円を超える被害を止めることができませんでした。販売預託商法を原則禁止とする本改正で、法制定から34年の時を経て、ようやく抜本的な対策がとられることとなり、関係者一同が喜んでおりました。

(契約書面等の電子化(デジタル化・ペーパーレス化)の規定を盛り込む必要性)

ところがです。政府提出の改正法案には、消費者被害を防止するどころか、消費者被害を拡大させるような規定がいつの間にか紛れ込んでいたのです。改正される特定商取引法や、預託法において、購入者等の承諾を得て、契約書面等を電子化して提供できるとされました。

この契約書面等の電子化について、本年1月20日の消費者委員会で事業者団体から

「青天のへきれきみたいなのがあって、したがって、従来そういったものの現実感がない中でそういった議論はしてきた経緯はございません」という発言がありました。契約書面等の電子化の動きが報道されると、各地の自治体、弁護士会や消費者団体は一斉に、承諾が形骸化する、家族や見守りを行う第三者の視認による消費者被害の発見が困難になる、デジタル技術を活用した取引に関する消費者の弱みに付け込んだ消費者トラブルの発生が懸念されるとして大きな反対の声を上げています。事業者団体からほとんど要望もなければ、政府の検討会で全くといってよいほど議論されていない契約書面等の電子化が突如改正法案に盛り込まれることとなった経緯について、消費者団体や事業者団体から意見を聴取した方法、意見を聴取したのであれば、消費者被害が拡大する懸念に対して政府内でどのような検討を行ったのか、その本案への反映状況について井上大臣に伺います。

(契約書面等の電子化規定の立法事実)

我が党の消費者部会において、消費者から電子化の要望があるのか、消費者庁に資料を要請したところ、出てきたのは行政手続等のデジタル化を求めるものであり、消費者からの要望は一つも明らかにされませんでした。つまり政府法案に立法事実はないと言わざるを得ません。消費者から電子化の要望があることのエビデンス、立法事実について、井上大臣に答弁を求めます。

つdでしょうか。消費者庁の考えを 180 度転換した理由を井上大臣お答えください。

(総理の答弁)

3月26日の参議院財務金融委員会において、日本共産党の大門(だいもん)議員が、契約書面等の電子化により消費者被害が拡大する懸念が多数表明されていることの認識について質疑したところ、総理は「私自身、正直承知していませんでした。ただ、当然、本人の同意、それと、歯止めだとか、そういういろんなことがあるんだろうと思います。いずれにしろ、今御指摘をいただきましたので、そこについてはちょっと考えさせて、検討させていただきたい、こう思います」と答弁しています。総理からの指示を受けて、本人の同意や消費者被害防止のための歯止めを検討したと思いますが、政府内においてどのように検討が行われたのか、その結果について井上大臣の答弁を求めます。

消費者庁は、法案が通ってから安全な方策を検討すると答えておりますが、果たして消費者は守られるのでしょうか。消費者庁は、原則は紙ベースの契約書を発行するが、「消費者の承諾」があった場合には、契約書面等をメールなどの電子データで送ることを可能にする、とのあくまで「例外的なケース」との位置付けと説明していますが、この種の被害相談に応じてきた消費生活センターや弁護士の方々からは異口同音に「消費者庁のいう例外こそが通例となってしまう」と強く反対しているのです。契約書面等の電子化によって、消費者被害が発生することはないと思われるのであれば、井上大臣がその旨を断言していただき、その具体的な方策を説明していただきたい。そして、消費者被害が発生した際には、どのように責任をとるおつもりか国民の前に示していただきたい。

(野党提出法案において契約書面等の電子化(デジタル化)規定を削除した理由)

○(国民・井上議員答弁) 一方、野党提出法案には、契約書面等の電子化(デジタル化)規定が削除されています。電子化(デジタル化)規定を削除することが、消費者利益の保護の観点から最も望ましいと思います。法案提出者にこの規定を削除した理由、当該規定がある場合に懸念される問題点について伺います。

(つけ込み型勧誘取消権の検討)

○(国民・井上議員答弁) 2018年の消費者契約法改正案に対する附帯決議は、つけ込み型勧誘取消権の創設について、本法成立後2年以内に必要な措置を講ずることを求めています。また、参議院の法務委員会でも同様の決議の他に、若年者被害を防止し、救済を図るための必要な法整備を行うこととされておりました。しかし、未だ、成年年齢引下げに間に合うような法改正は準備されておらず、その予定もありません。

一方、野党提出法案には、契約書面等の電子化の規定を削除するばかりではなく、成年年齢の引下げを踏まえた視点が盛り込まれており、つけ込み型勧誘取消権の創設やクーリングオフ期間の延長が提案されております。提出者に、成年年齢引下げを踏まえた対策の必要性、これらの規定を盛り込んだ意義や効果について伺います。

政府提出の改正法案は、このままでは消費者被害拡大法案となりかねません。しかし、

販売預託商法を原則禁止にするなど評価できる法案でもあります。我々が提出した消費者被害防止法案を取り入れていただき、与野党の叡智を結集して、消費者の被害を防ぐ法案を作り上げてまいりたい。そのための協力をお願いし、そのために我々が全力を尽くしてまいることをお約束して私の質問といたします。